

高砂市新庁舎広告付庁舎案内板設置事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、分かりやすい庁舎案内や市内全域図等を表示した、市民サービスの向上及び市有財産の有効活用による新たな財源確保のため、広告付庁舎案内板（以下「案内板」という。）を新庁舎に設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集するに当たり必要な事項を定める。

2 事業概要

(1) 事業名

高砂市新庁舎広告付庁舎案内板設置事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「高砂市新庁舎広告付庁舎案内板設置事業仕様書」のとおり

(3) 履行期間

案内板の設置の日（令和3年10月1日以後の市が指定する日）から5年間

3 案内板の設置施設

(1) 名称

高砂市役所新本庁舎（高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号）

(2) 設置場所

新本庁舎1階正面玄関風除室内

(3) 開庁時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで
日曜日の午前9時から午後零時30分まで（日曜窓口サービス）

(4) 閉庁日

日曜日（日曜窓口サービス時間を除く。）、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

4 掲載広告

(1) 掲載する広告については、高砂市広告掲載要綱及び高砂市庁舎壁面等広告掲載基準を遵守すること。また、広告内容について、掲載前に市の了解を得ること。

(2) 広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負うとともに、苦情等があった場合は、速やかに解決に当たること。また、掲載された広告の広告主や広告内容に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該広告の掲載を中止すること。

5 参加資格

本事業に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）に基づく指名停止を受けていな

い者であること。

- (3) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていない者であること。
- (5) 国税及び高砂市市税について滞納していない者であること。
- (6) 本事業と同種又は類似の事業について地方公共団体と契約実績を有する者であること。
- (7) 本事業について、十分な遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び市の指示に柔軟に対応することができること。

6 参加申込み

(1) 提出期限

令和3年3月26日（金）午後5時15分必着

※ただし、持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 提出先

高砂市企画総務部総務室総務課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。ファクシミリ又は電子メールによるものは、受理しない。

(4) 提出書類

次のとおりとし、提案は1申込者につき1提案とする。

	提出書類	提出部数
1	高砂市新庁舎広告付庁舎案内板設置事業申込書（様式1）	1部
2	企画提案書（任意様式） 次に掲げる事項を記載すること。 （1）企画概要及びPR （2）過去5年間における案内板関連事業の実績（事業年度及び地方公共団体名） （3）広告料（年額、税込み） ※行政財産の目的外使用料、電気使用料及び案内板の設置費用は、含まないこと。 （4）案内板の仕様（寸法、設置面積、庁舎案内・地図・サインネー ジ枠と広告枠との割合、電源投入方法、サインネー ジの運用方法、盗難及びいたずら防止方法等）	6部

	(5) 事業開始までの作業スケジュール（広告主募集、案内図設置等） (6) メンテナンスの体制（案内図の更新方法、作業内容、頻度等） (7) 広告内容等に問題があった場合の対応（対応までの日数等） (8) 参加申込者が定める広告審査基準の有無（ある場合はその概要）	
3	法人の場合は法人登記簿謄本（発行日から3箇月以内のもの）、個人事業主の場合は身分証明書（免許証、パスポート、健康保険証等）の写し	1部
4	国税及び高砂市市税に未納がないことの証明書（写し可） (1) 国税にあつては、納税証明書（個人にあつては「その3の2」、法人にあつては「その3の3」。電子納税証明書は不可） (2) 高砂市市税にあつては、市税完納証明書 ※ いずれの証明書も3箇月以内に発行されたものに限る。 ※ 市税完納証明書については、高砂市の市税の課税がある場合に限る。	各1部
5	誓約書（様式2）	1部
6	会社概要（パンフレット等）	6部

※ 令和2年度指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記の3及び4の提出書類を省略することができるものとする。

7 選定方法

(1) 広告料の金額、事業の実績その他応募書類の内容を総合的に評価し、1者を選定する。

評価項目は、次のとおり

項目	評価の視点
事業者の業種	本事業の実施に適した業種であるか。
類似業務の実績	地方公共団体等の管理する施設において案内板を設置する事業を運営した実績があるか。
広告料	市に納付する広告料の多寡を評価する。
案内板の仕様	仕様書に定めた仕様を満たしているか。
事業開始までのスケジュール	日程や作業手順が効率的で、かつ、実現性があるか。
メンテナンスの体制	メンテナンスの内容と頻度は適切であるか。
広告内容等に問題があった場合の対応	苦情その他のトラブルへの対応日数はどれくらいか、また、トラブルに対処できる体制が確立しているか。
参加申込者が定める広	広告審査に対する姿勢を評価する。

告審査基準	
独自性	独自の創意工夫は見られるか。
資料調製能力	企画提案書は分かりやすいか。
本事業に対する理解度	本事業の目的や効果を理解しているか。

- (2) 企画提案内容について、質問する場合や来庁を求める場合がある。
- (3) 選定の経過は、一切公表しない。また、選定結果に対しての異議の申立ては受け付けない。
- (4) 選定された設置事業者には、設置に係る詳細を市と協議し、協定を締結するとともに、行政財産の目的外使用許可の手続を行うこと。

8 結果通知

選定結果は、全ての参加申込者に通知する。

9 設置事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 設置事業者が参加資格を満たしていないことが判明した場合又はこれを失った場合
- (3) 正当な理由なく、指定する期日までに行政財産の目的外使用許可の手続を行わなかった場合
- (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

10 その他

- (1) 参加申込みの手続及び履行に要する費用は、全て参加申込者の負担とする。また、提出書類は、選定結果にかかわらず一切返還しない。
- (2) 提出期限後の問合せ又は提出書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (3) 市がやむを得ない理由があると判断した場合は、参加申込みの手続を中止する場合がある。この場合において、参加申込みの手続に係る経費は、参加申込者の負担とする。

[問合せ先]

高砂市企画総務部総務室総務課

〒676-8501

高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

担当：澤田、北野

電 話：079-443-9003

F A X：079-442-2229

電子メール：tact1510@city.takasago.lg.jp